

中間時代 第7回（最終回）

□この学び全体のアウトライン

第一部 神の歴史計画から見る中間時代

第一章 中間時代とは

第二章 神の歴史計画

第二部 反キリストの予表

第一章 反キリストの予表に関する預言

第二章 歴史的成就＝アンティオコス4世・エピファネス

第三章 宮きよめの祭り（ハヌカ）

第三部 宮きよめの祭りでのメシアの教え

第一章 イエスの神性宣言と光の奇跡との関係（ヨハネ 10：22～39）

第二章 「光の中を歩む」（I ヨハネ 1：5～9）

□第二部 第三章 宮きよめの祭り（ハヌカ）

1. ハヌカは、モーセ五書の中の祭りではないが、聖書的に正当な祭りである

(1) ハヌカは、モーセ五書はもとより、旧約聖書のどこにも記されていない。ハヌカの祭りが記念する出来事は、旧約聖書と新約聖書との間の時代に起きたからである。

(2) しかし、ハヌカを聖書的に正当な祭りであるとする理由は二つある

- ① ハヌカの祭りが記念する出来事は、旧約聖書のダニエル書に預言されていた
- ② イエスご自身がこの祭りを守るためにエルサレムに上られた。そのことが新約聖書の福音書に記録されている

2. 祭りの名称の由来・・・ヘブル語では2通り ハヌカ、ハグ・ハウリーム

(1) 「ハヌカ」・・・捧げる

- ① 神殿がギリシヤ人の王アンティオコス4世・エピファネスによって汚されたあと、ユダヤ人たちは反乱を起こして戦い、165B.C.に神殿奪還、これをきよめた上で神殿を再び神に捧げた。この「捧げた」ことに由来する名称
- ② 第一マカバイ記 4：59 「ユダとその兄弟たち、およびイスラエルの全会衆はこの祭壇奉献の日を、以後毎年同じ時期、キスレウの月の25日から8日間、喜びと楽しみをもって祝うこととした」 → 祭壇奉献の日
- ③ 第二マカバイ記 10：5～8 「キスレウの月の25日に、神殿の清めが行われることになった。少し前には彼ら（マカバイとその同志たち）は仮庵祭を山で行い、洞穴で獣のように物を食らっていたので、仮庵祭のように8日間を記念して、喜びのうちに行われることとなったのである。彼らは、テウルソスや葉を茂らせた枝や、さらになつめやしの枝を手にして、ご自身の場所が清められるよう道を整えてくださった方に賛美の歌を捧げた。そして彼らはユダヤ人の全民族に対して、公の指令と評決をもって、毎年このような日々

を過ごすよう布告した」 → 神殿の清めの日々

- ④ 第二マカバイ記 2:16「我々は、清めの祭りを執り行おうとしてあなたがたに手紙を書いた。そこで、この祭りの日々を正しく遵守してもらいたい」

(2) 「ハグ・ハウリーム」・・・光の祭り

- ① この名称は、ユダヤ人の歴史家ヨセフスの文献に登場する。
 ② 「光」とは、165B.Cにユダとその兄弟たちが神殿を奪還し、清めて、主に奉獻をしたときに起きたと言われる「光の奇跡」に由来する。
 ③ 光の奇跡・・・神殿の燭台に再び火を灯そうとすると、油は1日分あったので補充せずに火を灯した。2日目、また油を補充しようとする、全く減っておらずまだ1日分の量があった。以後、3日目から8日目まで同じことが起きた。こうして神殿の燭台は8日間、燃え続け、光が消えることがなかった。
 ④ この奇跡は、ユダヤ人の間で語り伝えられた伝承である。ただし、マカバイ記などの文献には、この奇跡に関する記述はない。

3. 現代に至る祭りの実践（ラビによる詳細な規定群の中から一部を抜粋）

- (1) キスレウの月（12月）の25日から始まり、8日間続く。
 (2) この祭りを祝う動機は、神殿の燭台の油が8日間持続した奇跡を宣言すること
 (3) この8日間、断食をすることは許されない。8日間祝うための祭りである。
 (4) 点灯は、日没直後。星々が輝き始めると同時に灯すこと。その所定時刻に灯すのが不可能であれば、最長1時間前までなら、あらかじめ点灯しておいてよい。
 (5) ランプは、屋外、出入り口の外側に置く。玄関通路の左側。地上からは少なくとも3手幅の高さ【補足：約22～30 cm】にすること、家の前を通行する人々によく見えるように。ただし、地面から36フィート【補足：約11メートル】よりも高くてもいけない。その高さを超えると、通行する人々が気づかない。
 (6) 自宅がアパートの上の階であれば、ランプは家の中で最も通りに面した窓辺に置く。
 (7) もし屋外にランプを置くことがユダヤ人にとって危険であれば、屋内のテーブルで、家の出入り口に最も近いテーブルの上に置くこと。この場合、光の奇跡について宣言するという祭りの目的は果たせないが、この祭りのもう一つの目的、ユダヤ人に希望を与えるという目的は果たせる。光を灯すというのは、ユダヤ人の心にインスピレーションを与えるためである。メシアの光が、ユダヤ人の心の中で、明るく燃え続けるように。
 (8) もし貧しくて、ランプの油を買うか、安息日のためのワインを買うか、どちらかを選ぶとしたら、油を買いなさい。もし貧しくて、油やろうそくを買うためには、持ち物を売り払わねばならないとしたら、そうしなさい。
 (9) ランプスタンドは、点灯する前に、適切な所に置くこと。一度点灯したら、その場所に置き続けること。点灯されたあとに、動かしてはならない。
 (10) 女性はろうそくが燃えている間は仕事をしてはならない。
 (11) ハヌカの光のためには、どの種類の油でもよいが、推奨されるのはオリーブオイルである。
 (12) 量については、少なくとも30分間、燃え続けることのできるオイルまたはろうそ

くであること。

- (13) 点灯する順序については、二説あった。シャマイ派：まず 8 本全部を点灯して、以後毎日 1 本ずつ数を減じていく、ヒレル派：初日はまず 1 本、以後毎日 1 本ずつ数を増していく。ヒレル派の考え方が大勢となった。
- (14) ハヌカのろうそくの光を、いかなる実目的にも用いてはならない。読書や仕事をするための光として用いてはならない。
- (15) 8 本の光は、一列に並んでいなければならない。この場合用いる燭台は、七枝の燭台（メノラー）ではなく、9 本のろうそくを置く皿を持っている燭台である。支柱とその両側に 4 本ずつの枝を持つ燭台。9 番目の光である真ん中の支柱の上の光は、他の 8 つとは別である。「しもべの光」と呼ばれ、それは最初に点灯され、それをもって他の 8 つを点灯する。点灯を終えたら、しもべの光を消す。

□第三部 第一章 イエスの神性宣言と光の奇跡との関係

聖書箇所 ヨハネ 10：22～39

1. 出来事の舞台設定 22～23 節

(1) 場所・状況・時

- ① エルサレムで
- ② 宮きよめの祭りがあった。
- ③ 時は冬であった。

(2) イエスは、宮の中で、ソロモンの回廊を歩いていた。

- ソロモンの回廊：長い、1 階建ての柱廊（コロネード）。神殿の南側にあり、屋根で覆われていた。

2. この箇所の前、7：2～10：21 は、秋の祭りである「仮庵の祭り」のときの記事

- (1) 宮きよめの祭りを 8 日間祝うのは、仮庵の祭りが 8 日間であることに倣ったもの。仮庵の祭りと宮きよめの祭りは、その意味では、つながっている。
- (2) この年の仮庵の祭りのときに、イエスは、ご自身を「世の光である」と宣言した（8：12、9：5）。光というキーワードにおいて、光の祭りである宮きよめの祭りにつながる。その宮きよめの祭りにおいて、イエスはさらにご自身についてお語りになる。
- (3) それは、10：24、ソロモンの回廊でユダヤ人たちによる問いかけから始まった。

3. ユダヤ人たちの要求とイエスの応答 24～30 節

- (1) ユダヤ人たちはイエスを取り囲んで言った。「あなたは、いつまで私たちに気をもませるのか。もしあなたがキリストなら、はっきりそう言ってもらいたい。」
 - ① ユダヤ人たちは、イエスの言動はあいまいであると非難した。
 - ② 単純に、自分がメシアであるのか、ないのか、明確にせよと迫った。
- (2) これに対して、イエスは、そのような単純な回答をすることを拒否した。
- (3) イエスは今までに自分がどういう者かを、次の 2 つにより、明確にしてきたことを人々に思い起こさせた。
 - ① イエスのことばによって・・・「わたしは話しました。しかし、あなたがたは信じないのです」（25 節）

- ② イエスのわざによって・・・「わたしが父の御名によって行いうわざが、わたしについて証言しています。しかし、あなたがたは信じません」(25～26節)
- (4) ユダヤ人たちがイエスを認められなかった原因は、イエスがあいまいな態度を取っていたからという非難は、事実ではない。では、なぜ彼らはイエスを認められなかったのか？ それは、彼らがイエスの羊ではなかったからである。彼らがイエスの羊ではなかったから、彼らはイエスを認めなかったのである・・・「それは、あなたがたがわたしの羊に属していないからです。」(26節)
- (5) この人々とは対照的に、イエスの羊である人々はイエスを認め、そしてイエスに従う。その結果、彼らは永遠のいのちを持っている・・・「わたしの羊はわたしの声を聞き分けます。またわたしは彼らを知っています。そして彼らはわたしについて来ます。わたしは彼らに永遠のいのちを与えます」(27～28節)
- (6) そしてイエスは言った。イエスの羊である人々をイエスの手から奪い去る者はだれもない、と。さらに、誰も彼らを父の手から奪い去ることはできない、と。・・・「彼らは決して滅びることがなく、まただれもわたしの手から彼らを奪い去るようなことはありません。わたしに彼らをお与えになった父は、すべてにまさって偉大です。だれもわたしの父の御手から彼らを奪い去ることはできません」(28～29節)・・・これは二重の保証である。信者はメシアの手の中に、そして父なる神の手の中にある。信者は、父の手からも、子の手からも奪い取られることはない。
- (7) 最後にイエスは、次のことを付け加えた。「わたしと父とは一つである」(30節)・・・このことばをもって、イエスは、父なる神と自分が一体であることを宣言した。
- (8) 「一つである」、このことばを聞くと、ユダヤ人たちがまず思い浮かべる聖書の箇所がある。申命記 6:4、「聞きなさい。イスラエル。主は私たちの神。主はただひとりである」・・・もしイエスが父なる神とひとつであるというなら、神はただひとりであるから、イエスは神ご自身である。イエスの最後のことば、「わたしと父とは一つである」、これは明らかに、神性宣言であった。
4. ユダヤ人たちの反応 31～33節・・・ユダヤ人たちは、イエスのことばをイエスの神性宣言として、間違いなく理解した。それゆえ、イエスを「人間でありながら、自分を神とした。これは、神を冒瀆している」として、イエスを石打ちの刑で処刑しようとした。
5. イエスの応答とユダヤ人たちの反応 34～39節
- (1) 34～35節 「あなたがたの律法に、『わたしは言った、おまえたちは神々である』と書いてはいないか。もし、神のことばを受けた人々を、神々と呼んだとすれば」
- ① 律法・・・旧約聖書を指す。「律法と預言者」という表現もある。
- ② ここは、詩篇 82:6 の引用。「わたし」とは神、「おまえたち」とはイスラエル民族の中の裁判官たち。裁判官たちは、神の権威を委譲された人々、神の代理人として位置づけられる。
- ③ 神々・・・エロヒム、神を意味するエルの複数形
- (2) 36節 「父が、聖であることを示して世に遣わした者」・・・イエスは、ご自分について、2つのことを言われた。
- ① 父なる神は、イエスを「聖なる者」として示した。

- ② 父なる神は、イエスを「この世に遣わした」
- (3) 37～38 節 イエスの地位と使命がわかれば、神性宣言は当然
- ① 37 節 イエスの使命は、父のみわざを行うこと
- ② 37～38 節
- イエスは、裁判官たちのように、神の権威の一部を委譲されただけの者ではない。父なる神によって、聖なる者として示され、神のみわざを行った者である。
 - 裁判官たちが「神々」と呼ばれるなら、どうして彼らとは比較にならないほどのイエスが、「わたしは神の子である」と言ったからといって、神を冒涇したことになるのか？
 - イエスがしてきたみわざを見れば、「父がわたしにおられ、わたしが父にゐること」＝「わたしと父とは一つです」を、悟り、知ることができる。
- (4) 39 節 ユダヤ人たちの反応 「そこで、ユダヤ人たちはまたイエスを捕らえようとした。しかし、イエスは彼らの手からのがれた。」
6. 以上の出来事は、どのようにハヌカと関係しているのか？
- (1) その年の秋の祭り「仮庵の祭り」と冬の祭り「ハヌカ」において、イエスが何を宣言したか。
- ① 秋、10 月、仮庵の祭りのときに、イエスはご自身を「世の光」とであると宣言された。
- ② その年の冬、12 月、光の祭りである宮きよめの祭りにおいて、イエスはご自身の神性を宣言された。
- (2) ハヌカが祝うのは、燭台の油が 8 日間持続したという光の奇跡。しかし、イエスの宣言の中で、もっとすごい奇跡が明らかにされた。
- ① イエスの神性宣言は、神が人となられたという驚くべき奇跡である。
- ② 仮庵の祭りで宣言した「世の光」の光とは、単に人々を導く者という意味ではなく、神の栄光、シャカイナ・グローリーである。そのことが、ハヌカの祭りにおいて、神性宣言により明らかとなった。
- (3) 神が人となられたこと、そして人々の代わりに死んでくださること、その結果、メシアを信じる者は救いを受け取ることができるということ。
- ① これは、驚くべき奇跡である。
- ② しかも、その救いは一度受け取ったら、決して失われない。信者が受け取った救いは、永遠の救いである。
- (4) そして、信者は、この世の歩みの中でも、光の中を歩むことができる。世の光であるお方、メシアが信者の内に住んでおられるからである。これが、次のテーマである。

□第三部 第二章 光の中を歩む

聖書箇所 Iヨハネ 1:5～9

1. この手紙もまた使徒ヨハネによるものである。この箇所は、イエスが世の光であることの上に立って書かれている。

2. 人が信者となると、信者は皆、光の子となる（Iテサ5:5）。実際に光の中を歩んでいないときがあるとしても、信者は光の子である。光の子であるゆえに、信者の義務は、光の中を歩むことである。
 - (1) 6節は、信者でありながら、光の中を歩んでいない者、すなわち「やみの中を歩んでいる」者である。
 - (2) 7節は、信者としてその義務に従い、「光の中を歩む」者である。
 - ① 光の中を歩むとき、信者は父なる神との交わりを持っている（3節、6節）
 - ② そして、同様に光の中を歩んでいる他の信者たちとの互いの交わりを持っている（7節）
 - (3) 光の中を歩むとは、特に、神のことばと関係する。
 - ① 8節「真理は私たちのうちに」、10節「神のことばは私たちのうちに」
 - ② 信者に必要な照明を与えるのは、神のことばである。信者を導いて、どのように歩むのがよいかを教えるのは、神のことばである。
 - (4) 罪の中を歩む、あるいは、やみの中を歩むとは、神のことばとの一致の中に歩んでいないことである。
 - ① その結果は、救いを失うことではない。
 - ② 父なる神との交わりを失うこと、そして他の信者との交わりを失うことである。
 - ③ 父なる神との交わりを失うと、祝福を受けられない。神からの力の供給が途絶える。
 - (5) 誤ってやみの中に踏み入ってしまったときの対処は、9節にある。「もし自分の罪を言い表すなら」
 - ① 人前で罪を告白することではない。
 - ② 神の前に祈ることである。祈りの中で、神に対して、「あなたのみことばのとおりです」と、神の見解に賛同することである。「そのみことばに照らすと、自分がしたことは罪です」と同意することであり、「私はその罪を行いました」と認めることである。
 - 「二度としません」などの誓いは無益、むしろ、してはならない。
 - ③ この祈りをしたときに、神は次のことを約束してくださっている。
 - 神は真実である＝約束したことは必ず守る
 - その罪を赦す
 - その人をすべての悪からきよめる（すべてであるから、気づいていない罪も含めてすべて）
 - ④ こうして、信者はやみの行いから離れ、再び主の光の中を歩むことができる。世の光である主の光の中を歩む、何と幸いなことでしょう。
3. この9節で約束されたこと【信者が父なる神に祈って、自分の罪を言い表すなら、その罪が赦され、すべての悪からきよめられる。これにより、信者は神との交わりを回復し、さらに、他の信者との交わりを持つことができる】、これは、『光の中を歩むという奇跡』とも言えよう。神が人となられたという奇跡の次に起きる、驚くべき奇跡である。